

# 公的年金からの住民税特別徴収

平成21年10月以降に支払われる老齢基礎年金等から住民税の天引き（特別徴収）が始まります。

**対象者** 65歳以上の公的年金の受給者（当該年度の初日に老齢基礎年金等を受けている方）

ただし、次の場合においては特別徴収の対象となりません。

・老齢基礎年金等の年額が18万円未満である場合（年額18万円以上であっても住民税が非課税の方は特別徴収の対象となりません）  
 ・当該年度の特別徴収税額が、老齢基礎年金等の年額を超える場合

**徴収する税額** 公的年金等に係る所得に係る住民税所得割額及び均等割額

**対象となる年金** 老齢基礎年金等  
**特別徴収の対象税額と徴収方法**

特別徴収を開始する年度における徴収（平成21年度及び平成22年度以降で新たに特別徴収の対象となった場合）

上半期 普通徴収（6月・8月に納付書で支払い）  
 下半期 特別徴収（10月・12月・2月の年金から天引き）  
 次年度以降の徴収  
 上半期 特別徴収（4月・6月・8月の年金から天引き）  
 下半期 特別徴収（10月・12月・2月の年金から天引き）

徴収方法・時期と税額 上記の場合				
普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

徴収方法・時期と税額 上記の場合					
特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年10月～翌年3月までの徴収額の1/3	前年10月～翌年3月までの徴収額の1/3	前年10月～翌年3月までの徴収額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3

**実施時期**

平成21年10月支給分から実施  
 問い合わせ 税務課市民税係(名寄庁舎) 01654 2111内線3201・3202・3203  
 総務課税務担当(風連庁舎) 01655 2511内線123・124

# 省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度が創設されました

平成20年度の国の税制改正において、地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO2排出量の削減を図るため、「省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置」制度が創設されました。

この制度により、一定の省エネ改修工事を行った住宅（家屋）に係る固定資産税が翌年度分に限り減額されます。

減額の対象となる住宅の要件  
 ・窓の改修工事と同時に「天井、床などの断熱工事」、省エネ基準に適合すること  
 ・平成20年4月1日から平成22年3月31日までに工事を完了すること

・省エネ改修工事に要する費用が30万円以上であること  
 減額内容 工事が完了した翌年度の固定資産税の3分の1を減額します。ただし、1戸につき120平方メートル分までとします。

申請方法 工事が完了後3ヶ月以内に次の書類を担当係まで提出してください。  
 省エネ改修工事固定資産税減額申請書

熱損失防止改修工事証明書(登録された建築士事務所)に属する建築

士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が作成した証明書）  
 工事内容や金額を示す工事明細書及び領収書

当係に備えてあります。  
 の様式については次の担当係に備えてあります。

問い合わせ 税務課資産税係(名寄庁舎) 2階 01654 2111内線3204・3205、総務課税務担当(風連庁舎) 01655 2511内線123・124

**申告は7月中に**

税源移譲時の所得変動に応じた税負担の減額措置があります

平成19年中の所得が大きく減って所得税がなくなかった方は、申告により平成19年度の住民税が還付されます。

申告期間 7月1日～7月31日  
 申告場所 平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村  
 提出書類 平成19年度分市・道民税減額申告書  
 印鑑と本人名義の口座番号も必要です。  
 担当 税務課市民税係